

財務省令第三十七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令  
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二三号を次のように改める。

二三	関税法第十五条第二項又は第五項の規定による外国貿易機又は特殊船舶等（航空機に限る）の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
----	--

別表第二五号の次に次の一号を加える。

二五の二	関税法第十七条第一項の規定による外国貿易機の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
------	--

別表第二四二号中「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項に規定する入港届」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二四二の二	地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
-------	-------------------------------------

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。